

包括外部監査の結果に対する措置状況

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
債権管理及び報告の不備について	指摘	<p>債権発生後の期間において、適正な債権管理台帳による管理や会計課への報告が行われていない事例があった。</p> <p>会計規則第189条では、債権管理者に対し、所管する債権の保全及び取立てについて適正な管理を行うことを求めており、また未収入金は決算調書に掲載され県民に報告されるものである。それにもかかわらず、適正な管理や報告がなされていなかったことは問題であり、会計規則及び会計課の通知に従った適正な債権管理と報告を行う必要がある。</p>	<p>債権の管理は令和6年度で終了しているため、今後発生した場合は、会計規則及び会計課の通知に基づき、債権管理台帳を整備し、適正に管理するとともに、債権現在額の報告を行う。</p>
工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について	指摘	<p>県有施設LED化推進事業のうち、県立中央病院の照明LED化の第1期工事請負契約について、当初契約の工期は令和7年1月31日から同年3月31日までであったが、令和7年3月19日に工事請負変更契約を締結し、工期を令和7年1月31日から同年8月29日までに変更している。工期変更の決裁時の工期延長の理由は「関係機関との調整に不測の日数を要したため」と記載されている。</p> <p>実施が想定されている工事の内容や変更前と変更後の工事工程表の内容等から、当初契約の工期での実施は現実的ではなく、工期変更することが前提の契約であったものと思われる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第24条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期の設定をした工事請負契約の締結ができる環境整備が必要である。</p> <p>また、工期変更理由について、工事工程表との整合性等にも留意し、適切な理由を記載する必要がある。</p>	<p>令和7年度に契約を締結したもののうち、契約段階において、明らかに年度内では適切な工期を確保することができないものについては、地方公営企業法第26条に基づき、予算を繰り越すこととした上で、翌年度にわたる契約を締結した。</p> <p>また、工期変更が必要となる工事については、実態に即した適切な理由を記載した。</p>

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
業務委託契約の 期間延長理由の 合理性について	指摘	<p>県有施設太陽光発電設備事業の詳細設計等業務委託において、6か月の契約期間延長が実施されているが、香川県知事への文書に記載されている期間延長の理由と業務工程表の内容が整合していない。</p> <p>詳細設計段階での業務委託期間の大幅な延長は、その後の業務の進捗にも影響を与えることが想定されるものであり、期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性等を含め、慎重に検討する必要がある。期間延長の理由と業務工程表の内容との整合性等にも留意し、期間延長の合理性が十分に検討されたかどうかを明確に確認できるようにする必要がある。</p>	<p>期間延長の合理性及び延長理由と業務工程表の内容の整合性について、監督員や主任監督員など、複数の担当者にて確認するようにした。</p>
林道補助事業の 延期承認手続の 不備について	指摘	<p>観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業について、事業完了予定日の延長に係る事業延期承認申請書が提出され、県はこれを承認している。申請書に添付されていた資料は、延期の理由及び新たな完了期限を記載した理由書のみであり、当該事業は、実施設計及び改良工事を含む事業であるが、延期承認時点においては、実施設計は既に完了している一方、改良工事については未着手であり、入札も未実施で、工事業者も未決定の状況であった。</p> <p>このような状況において、今後の入札時期や工事工程等、事業全体の進行管理状況を確認できる工程表等の資料の提出を求めることなく、事業延期の妥当性や完了見込みを客観的に確認しないまま延期承認を行っていたことは、承認手続として十分とは言えず、問題である。</p>	<p>令和7年度より、事業主体(市町)から事業延期承認申請書が提出されるときには、併せて事業工程表の提出を求めて、今後の工事等進行状況を確認の上、延期の承認可否の判断を行うこととした。</p>

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
補助事業完了の適否について	指摘	<p>令和6年度の木とふれあう空間整備支援事業における木造施設建設は、令和7年3月31日時点で未完成であったにもかかわらず、香川県産認証木材を使用した部分の施工完了のみをもって補助事業完了とし、本県もこれを完了と判断している。</p> <p>要領では、補助対象経費となる木材の材積は「竣工時」に納品書等で確認できるものに限るとされ、また、実施報告書に「完成写真」の添付を求めている。「竣工」は一般に工事全体の完了を指す用語であり、部分的な施工の完了をもって補助事業の完了とみなすことは要綱・要領の趣旨と整合しない。</p> <p>したがって、当該取扱い是不適切であり、仮に「施工完了時」を補助事業完了と解するのであれば、その旨を要綱等に明記するとともに、木材の使用完了を確認できる証拠書類を整備する必要がある。</p>	<p>木とふれあう空間整備支援事業実施要領を改正し、補助対象経費である香川県産認証木材を使用した部分の施工完了をもって、補助事業完了とみなす旨明記した。 (令和8年4月1日施行)</p>
補助事業の変更手続の不備について	指摘	<p>「木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱」では、補助対象経費が30%以上減額される場合には、事前に知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、補助事業者は承認申請を行わないまま補助対象経費を36%減額しており、本県もこれを確認せずに補助金の額の決定を行っていることは問題である。</p> <p>要綱に沿った適正な事務処理を確保するためには、変更内容の事前確認及び補助金交付の妥当性の検証を確実に行う必要がある。</p>	<p>当該事案については、補助対象経費の変更の内容を確認していたものの、補助金額が上限に達しており金額変更がなかったことから、変更承認申請が不要と誤解したことによる事務手続上の不備であった。</p> <p>再発防止のため、職員間で認識を共有し、複数の職員による事務処理手続きの確認をこれまで以上に実施することとした。</p>
補助対象経費の支払確認について	指摘	<p>補助金は実際の支出に基づき精算されるべきであるにもかかわらず、当該事業では実際の支払金額や支払時期の確認が行われておらず問題である。事業完了後の支払を認める運用であっても、支払の事実を確認する必要がある。</p>	<p>木とふれあう空間整備支援事業実施要領を改正し、完了時に支払を証明する書類の提出を行う旨明記した。 (令和8年4月1日施行)</p>

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
補助事業における実績報告の不正確な報告について	指摘	<p>木とふれあう空間整備支援事業の補助事業者は、床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書には「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用した」と記載して提出しており、当該事業の目的に照らして重要な報告事項が誤っている。それにもかかわらず、この重要事項の誤りを指摘せず補助金を交付していることは、事務手続上問題である。</p> <p>床材の使用状況を正確に報告させるとともに、実績報告の内容を確認し、必要に応じて補助金額の精査や調整を行う必要がある。</p>	<p>当該事案は、補助対象経費や補助金額については精査を行っていたものの、実績報告書の文章表現上の誤りを指摘しなかったものであり、今後は文章の内容についても表現上の誤りが生じないように、複数の職員で確認をするよう徹底することとした。</p>
モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について	指摘	<p>かがわ県産ヒノキ住宅助成事業では、完成見学会を実施するのみの一般住宅を「モデル住宅」として補助対象として扱っており、本来提出すべき工事請負契約書や個人住民税の完納証明書等の提出を不要とし、認証ヒノキ材購入助成金も工務店等へ交付している。</p> <p>しかしながら、当該住宅は実質的に個人住宅であり、いわゆるモデルハウスとはその性質を異にすることから、制度上の取扱いが実態と整合しておらず、制度運用上の問題がある。</p> <p>また、助成金の交付先を工務店等とすることについて、施主が同意しているか確認できる仕組みがなく、補助金の交付管理の面でも問題がある。</p> <p>かがわ県産ヒノキ住宅助成事業におけるモデル住宅の定義と取扱いを実態に即して見直し、提出書類の適正化や助成金の受益者確認を徹底する仕組みに改めることが必要である。</p>	<p>「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付要綱を改正し、工務店等が申請できる経費をモデル住宅として公開するために必要な経費のみに限定し、認証ヒノキ材購入助成金は施主が申請する手続とした。</p> <p>(令和8年4月1日施行)</p>

環境保全に関する財務事務の執行について

項目	区分	内容	講じた措置等
免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について	指摘	<p>みどりの学校運営事業では、受託者の課税／免税区分を口頭で確認しているとされるが、監査人が当該事業に係る委託契約全件を確認したところ受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、県が受託者へ交付する決定通知及び仕様書、受託者から提出される請書等の関係書類において「消費税及び地方消費税込」との同一表示が全件で用いられていた。課税／免税の確認結果が文書に反映されないまま、不適切な対価表示の文書が交付されていることは問題である。</p> <p>決定通知・仕様書・請書等を受託者へ交付又は受領する前に、受託者の課税／免税区分と「消費税及び地方消費税込」等の表示の整合性を必ず確認し、誤表示がある場合は差替え等により是正するとともに、締結後に判明した場合は訂正等により是正することが必要である。</p>	<p>書類の審査に当たっては、受託者の課税／免税区分と「消費税及び地方消費税込」等の表示の整合性を必ず確認することとした。</p> <p>また、令和7年度文書に関して、誤表示があったものは、全て訂正等により是正した。</p>
事業実施報告書の不正確な報告について	指摘	<p>「令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業委託業務報告書」において、参加人数、開催日時、実施場所等に不一致や不正確な報告がなされている。</p> <p>委託業務検査において参加人数等の重要事項の検証が十分に行われておらず、不正確な報告が看過されていることは問題である。</p>	<p>参加人数や日時等の重要事項について、複数の職員による確認をこれまで以上に徹底することとした。あわせて、再発防止に向け、受託事業者に対しては、報告書の正確性を期すよう指導した。</p>